

議案第 7 8 号

安中市都市計画税条例の一部を改正する条例について

安中市都市計画税条例を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市都市計画税条例の一部を改正する条例

安中市都市計画税条例（平成１８年安中市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

附則第１８項を附則第１９項とする。

附則第１７項中「附則第８項及び第１０項」を「附則第９項及び第１１項」に、「附則第８項及び第１１項」を「附則第９項及び第１２項」に、「附則第９項、第１１項及び第１２項」を「附則第１０項、第１２項及び第１３項」に、「附則第１１項、第１２項及び第１４項」を「附則第１２項、第１３項及び第１５項」に、「附則第１４項」を「附則第１５項」に改め、同項を附則第１８項とする。

附則第１６項中「附則第１４項」を「附則第１５項」に改め、同項を附則第１７項とし、附則第１３項から附則第１５項までを１項ずつ繰り下げる。

附則第１２項中「附則第８項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１３項とする。

附則第１１項中「附則第８項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第１０項中「附則第８項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１１項とし、附則第６項から附則第９項までを１項ずつ繰り下げ、附則第５項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）

６ 法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の安中市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。